

第4章 まちづくりの基本姿勢

第1節 まちづくりの理念と主体

総合計画に基づくまちづくり*を進めていくにあたり、「池田市みんなで作るまちの基本条例*」の原則の下、まちづくりの基本理念、主体および役割分担を示しています。

1 まちづくりの基本理念

本市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- ①市民*、市議会および執行機関等*が、協働*により行うこと。
- ②市民、市議会および執行機関等が、まちづくりに関する互いの情報を共有すること。
- ③市民の自主的・自立的な参画および男女共同参画が保障されること。
- ④個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境および教育・文化環境の調和が確保されること。

2 まちづくりの主体と役割分担

まちづくりの主体は市民であり、市民と市議会、執行機関等がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくものとします。

(1) 市民

市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画できる権利を有するとともに、積極的に参画する責務を有しています。

また、市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利があります。

(2) 市議会

市議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査し、監視するよう努めることとします。

また、市議会は、市民に開かれた議会運営に努めることとします。

※ まちづくり

地域社会やそこで暮らす市民の生活などに密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取り組みをいう。

※ 池田市みんなで作るまちの基本条例

池田市のまちづくりの最高規範となる条例と位置づけ、平成18年(2006年)4月1日施行。この条例に基づき、市民、市議会そして行政がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、互いに協力してまちづくりを進めていくことが求められている。

※ 市民

市内に居住する人、市内で働く人や学ぶ人並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。

※ 執行機関等

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会および公営企業管理者をいう。

※ 協働

市民、市議会および執行機関等が、それぞれの果たすべき役割および責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うことをいう。

(3) 市議会議員

市議会議員は、議会の活動状況および市政の状況等について、市民へ情報を提供し、説明に努めることとします。

また、市議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽を行い、施策の提案や提言を行うなど、誠実に職務の遂行に努めることとします。

(4) 執行機関等

市長は、市政運営の最高責任者として、執行機関相互の連携を図り、一体となって行政機能が発揮されるよう、市政の適正かつ円滑な運営に努めます。

執行機関等は、執行機関相互に連携し、一体となって行政機能が発揮されるよう、市政の適正かつ円滑な運営に努めるとともに、協働によるまちづくりを推進します。

また、まちづくりに必要な能力を有する人材の育成に努めます。

(5) 職員

職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めます。

(6) コミュニティ

コミュニティとは、市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいいます。

執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援します。

また、市民、市議会および執行機関等は、コミュニティの役割を認識し、尊重します。

(7) 地域コミュニティ推進協議会

地域コミュニティ推進協議会は、「池田市地域分権の推進に関する条例」第4条に規定する組織です。小学校区を単位として、その地域内の市民を会員として構成され、地域内において実施する必要がある事業（廃止または見直しを行う必要があるものを含み、公共の利益を害するおそれのあるものなどを除く。）を市に一定の枠内で予算提案する権限を有しています。

第2節 市政運営の基本方針

総合計画の推進にあたり、次の市政運営の基本指針に基づき、将来像の実現に取り組めます。

1 市民満足度の向上

市民ニーズや行政課題に迅速に対応できる組織体制の整備や人材の育成等を積極的に進めるとともに、常に市民の期待に応え、迅速かつ丁寧で的確なサービスの提供に努めながら、生活者の視点を重視し、市民ニーズの把握と創意工夫を行い、市民満足度を高める行政運営を推進します。

2 行財政改革の推進

民間活力の積極的な活用や一層の行政改革を推進し、効率的な行政運営に努めます。

また、財源の安定的な確保や受益者の公平で適正な負担を図り、効率的で健全な財政運営を推進します。

3 住民自治の推進

市民や地域の自らの選択、決定、責任による地域社会の形成に向け、地域分権、住民自治を推進します。

また、市民、地域、関係団体、行政等が果たすべき役割分担を明確にし、協働によるまちづくりを促進します。

4 透明性の高い、わかりやすい行政

各種施策などの意思決定の過程やその内容、市政の課題など行政活動全体について、市民への積極的な説明責任を果たし、情報公開に努めるとともに、多様な広報媒体を通じた情報の提供や共有に努めます。

また、市民からの意見や情報の収集を行い、行政活動に適切に反映します。



第5章 将来像達成のための重点施策

将来像を実現するために、以下の通り重点施策を設定します。

1 地域分権で進めるまちづくり

「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合言葉に、平成19年（2007年）に始まった全国初・池田発の地域分権制度。小学校区毎に地域コミュニティ推進協議会が発足し、各協議会が地域の身近な課題や特色に応じて市に予算提案するという基盤づくりの数年間を経て、今では、地域の将来ビジョンを策定し、それをもとにまちづくりを進める組織として認知されてきています。

今後は、既存団体との連携や幅広い年齢層への浸透・拡大を図り、予算提案のみならず、市との協働事業の実施や地域の利益に寄与すると考えられるコミュニティビジネスへの進出など、新しい公共の中心的な担い手となることが期待されています。

「地方分権」の究極の形として期待される地域分権を、「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の基本理念にのっとり、市民と市の協働によりさらに発展させていきます。

2 環境にやさしいまちづくり

大都市近郊の交通至便な地域でありながら、自然に恵まれているのが本市の特長です。この豊かな自然環境を守り生かすため、引き続き生物の多様性に配慮した里山保全などに努めながら、環境保護とまちの活性化を両立させたまちづくりを行っていきます。

新環境基本計画に基づき、環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、温室効果ガスの排出抑制に重点を置いた省エネルギーの推進、新エネルギーの導入を図るとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及・啓発を図ります。

3 世界に誇れる安全で安心なまち

震災や集中豪雨などの自然災害、交通事故、犯罪被害、また、新たな感染症など、私たちの生活はさまざまな危険と隣り合わせです。阪神・淡路大震災や大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件という悲しい体験を持つ本市がめざすのは、これらすべての危険に対応できる体制が整えられた、世界に誇れる安全で安心なまち「インターナショナル・セーフティシティ」です。

行政や市民、地域団体等によるパートナーシップを構築し、それぞれが適切な役割分担を果たすことにより、自助・共助・公助の精神に基づく安全で安心なまちづくりを進めていきます。

4 「教育のまち池田」の推進

次世代を担う子どもたちの教育は、最優先課題の一つです。少子高齢社会の進展や情報社会の高度化など、子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、教育においても、教育内容の改善や、教育環境の整備等が求められています。

子どもたちの学びや人間関係におけるつまづきを減らすため、今後、義務教育9年間を連続した期間と捉え、小中一貫教育への転換を図り、9年間の学習内容や指導方法のあり方を見直し、子どもの思考の発達と心身の成長に合ったカリキュラムの下、自立して社会で生きていく確かな基礎力、生きる力を持った子どもを育てます。あわせて、耐震化も含めた学校施設の整備を行い、教育環境の充実を図ります。

5 細河地域の活性化

細河地域は、市街地近郊でありながら、恵まれた自然と伝統ある植木産業という資源を有し、また、今後は、広域幹線道路の整備により、交通の利便性がさらに高い地域へと変貌することが予想されています。

そこで、産業・流通業務などの拠点として需要が高まる地域特性を生かすとともに、教育施設を誘致し、地域において長年にわたり養われた経験と英知が融合し、さらなる技術発展や連携・協働などが行われるよう働きかけます。

また、豊かな自然を生かし、農園芸を実体験できる都市近郊型の観光拠点として、交流・ふれあいのまちづくりを推進し、魅力ある地域となるよう活性化を図ります。

第6章 まちづくりの課題と方向性

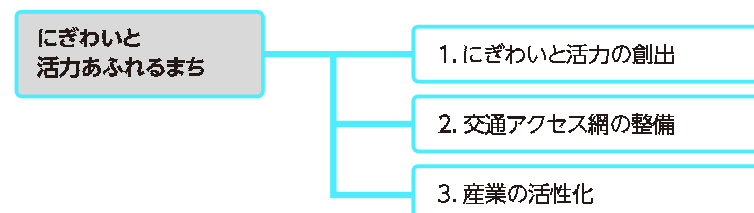


第1節 にぎわいと活力あふれるまち

■ まちづくりの課題

- 本市の都市機能の中心となる「都市核」および都市核相互と周辺地域を連結する「都市軸」の整備ならびに活性化が必要となっています。
- 池田・石橋両駅周辺は、本市の重要な都市核ですが、それぞれの特色を生かしながら都市間競争に対応できる商業基盤の更新、地域の活性化、市街地の整備が課題となっています。細河地域については、恵まれた自然と交通の利便性を生かしながら、多角的な活性化を図る必要があります。
- 大阪国際空港や高速道路、幹線道路から生活道路まで、交通アクセス網に恵まれてきた本市ですが、新たな時代の変化と要請に的確に対応する必要があります。
- 産業構造の大きな変化に対応した商工業活性化策、農園芸振興策と失業者への就労支援策など、部門横断的な施策が不可欠となっています。

■ まちづくりの方向性



1. にぎわいと活力の創出

（駅周辺を中心とした市街地の整備、細河地域の活性化、住宅の充実、観光の振興）

- 本市においては、都市機能の中心となる「都市核」および都市核相互と周辺地域を連結する「都市軸」の整備ならびに活性化によって、まちづくりを推進します。
- 池田駅周辺では、歴史的文化的資産に加え、求心性の高い民間施設が開設されていることから、公の仕掛けと組み合わせた商業や観光の展開を図ります。
- 石橋駅周辺については、景観や防災、身近なまちの自然にも配慮しながら、居住環境の改善と商業の活性化が図られたまちづくりをめざして、整備を進めます。
- 細河地域は、今後高速道路の整備等により、交通の要衝となると考えられることから、交通利便性を最大限に利用して、流通ゾーンを設けます。また、住宅や商業施設、教育施設の招致ならびに農園芸の振興などを総合的に行い、自然とも調和した活性化を図っていきます。
- 住宅については、少子高齢化の進展や価値観の多様化に伴い、多様なライフスタイルへの対応や安全で安心な住環境が求められていることから、バリアフリー化や耐震化を進めるとともに、環境に配慮した住宅の整備を促進します。
- 本市には、さまざまなミュージアムや五月山公園をはじめとする豊かな自然など多くの観光資源があることから、回遊型、散策型など多様な魅力ある観光ルートを創設するとともに、伝統行事やイベントの活用などにより、近隣を含めた広域観光を推進します。

2. 交通アクセス網の整備

（大阪国際空港の活用、道路網の整備）

- 大阪国際空港は、我が国有数の基幹空港であり、本市の産業・経済の発展には欠かせない役割を担っていることから、さらなる活用、利用者の利便性の確保、周辺整備を進めます。
- 道路については、広域的、長期的な視点に立ち、幹線道路や生活道路などそれぞれの果たすべき役割に応じた整備を行うとともに、環境や福祉の視点など新たな時代の要請にも対応していきます。

3. 産業の活性化

(農園芸の振興、商業の活性化、工業の振興、労働者施策の推進)

- 農業では、消費者ニーズに対応した安全で安心な農産物の販売を推進するとともに、後継者や新規就農者の確保を図ります。
- 商業では、駅周辺の商店街を中心に、消費者ニーズを的確に捉えた販売や経営の高度化等により地域ブランドを確立し、郊外の店舗も含めた活気ある商圈を形成します。
- 工業では、生産施設の高度化と健全経営を支援するとともに、先進性・独自性のある企業を育成します。
- これらの地域産業の活性化により、就労機会を増やし、労働者の雇用の促進・安定化を図るとともに、就労困難者の就労支援を行います。

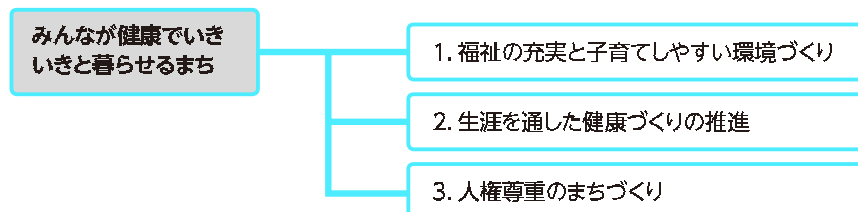


第2節 みんなが健康でいきいきと暮らせるまち

■ まちづくりの課題

- 「本格的な少子高齢化社会の到来」と言われて久しく、さらなる進展が予想されており、要介護高齢者や障がい者（児）など支援を必要とする人たちをはじめすべての市民が、住み慣れた地域で安心して生活でき、社会進出を進められる地域づくりが求められています。
- 少子化が進行する一方、子育てコストの増大などにより子育てに関する不安感が高まっており、また、共働き世帯の増加などにより保育ニーズが多様化していることから、子どもを産み育てやすい社会環境の整備が求められています。
- すべての市民が健康でいきいきと生活できるように、健康づくりに対する支援が一層重要とされ、ライフステージに応じた保健事業の充実が必要とされています。
- 市立池田病院を中心とした医療の充実と連携体制の強化、それを支える医療保険制度の安定的な運営が求められています。
- 人権に関する法整備の進展に伴い、差別問題の解決に向けた取り組みが進められ、一定の成果を上げていますが、今日の差別事象の形態は多様化、複雑化しています。また、性別による役割分担意識の解消には至っておらず、これらの解決に向けた取り組みが求められています。

■ まちづくりの方向性



1. 福祉の充実と子育てしやすい環境づくり

(福祉社会の推進、高齢者福祉・介護の充実、障がい者福祉等の充実、少子化への対応と子育て支援、生活自立支援の充実)

- 市民や団体による福祉活動等を通じて、地域で互いに見守り、支え合う体制を整備します。
- 要介護高齢者等に対する介護サービスや福祉サービスを充実するとともに、高齢者が社会参加し、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるような仕組みを構築します。
- 障がい者(児)については、社会参加と自己実現を図り、生活の質を高めることができるよう、就労支援や福祉サービスを充実するとともに、発達障がいなど近年制定された法にかかる障がい者(児)に対する支援体制を整備します。
- 子どもを安心して産み育てることができるよう、保育サービスや経済的支援を充実するとともに、虐待の防止や地域での見守り等社会全体で子どもたちを育てる環境を整備します。
- 生活困窮者については、経済的自立や生活基盤の確立のための支援を充実します。

2. 生涯を通した健康づくりの推進

(保健衛生の充実、市立池田病院を拠点とした地域医療体制の充実、みんなで支える医療保険)

- すべての市民が健康でいきいきと生活できるよう、健康増進および保健サービスの拠点である保健福祉総合センターを中心に、各ライフステージに応じた保健事業を総合的に展開するとともに、市民の自主的な健康づくりを支援します。
- 地域医療については、市立池田病院において、医療体制の確立や専門外来の拡充など診療機能の充実を図るとともに、安定した経営基盤づくりを進めます。また、地域のかかりつけ医や各種専門機能を持つ病院などとの連携強化を図り、地域全体で安定した医療機能を提供できる体制を構築します。
- 医療保険制度に対する市民の意識を高め、医療費の適正化等により、誰もが安心して医療を受けられる社会を維持するよう取り組みます。

3. 人権尊重のまちづくり

(人権尊重の推進、男女共同参画社会の実現)

- 市民が主役の「人権を大切にすまちづくり」を推進するため、市民の人権意識を高めるとともに、人権擁護、救済の取り組みを推進します。
- 男女が互いの人権を尊重し、多様な個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を図るため、社会のあらゆる分野への男女の参画を促進し、また、仕事と生活の調和を図るなど多様な生き方の支援やドメスティック・バイオレンス*被害者を支援するための条件整備に努めます。

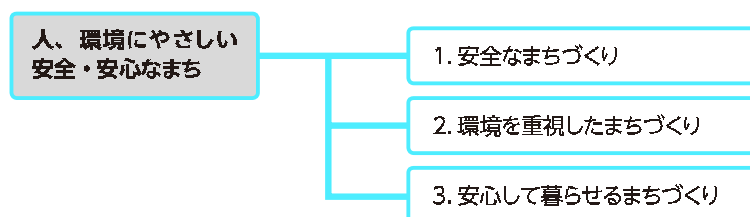
*
ドメスティック・
バイオレンス
一般的には「配偶者や
恋人など親密な関係
にある、またはあった
者から振るわれる暴
力」という意味で使用
される。

第3節 人、環境にやさしい安全・安心なまち

■ まちづくりの課題

- 地震や豪雨、土砂災害などの自然災害に加え、都市構造の変化や地球温暖化により、災害は複雑多様化し、これらに対応する災害に強いまちづくりが求められています。また、安全・安心に対する視点から、自助・共助・公助の役割分担を踏まえた市全体での体制づくりと行動が求められています。
- 本市の恵まれた自然環境を生かした総合的な施策の推進と、地球環境にやさしい社会づくりが求められています。
- 安心して暮らせるように、市民生活を支える施策の充実が必要となっています。

■ まちづくりの方向性



1. 安全なまちづくり

（災害に強いまちづくり、消防・救急救助体制の強化、安心して快適に移動できるまちづくり）

- 災害発生時における被害の軽減を図るため、治山・治水事業や都市構造の不燃化・耐震化を進めるとともに、緊急避難施設の整備や緊急物資の確保、消防の広域化や消防団・自主防災組織の育成、情報収集・伝達体制の確立などを行い、災害に強いまちづくりを推進します。
- 誰もが移動しやすいまちづくりを進めるため、交通施設の「ユニバーサルデザイン※」に配慮したバリアフリー化や公共交通機関の充実、歩行者や自転車にやさしい道路整備などを行い、安全で安心な交通体系を構築します。
- 行政や市民、地域団体等によるパートナーシップを構築し、協働・連携・協力して、世界に誇れる安全で安心なまち「インターナショナル・セーフティシティ」をめざします。

※
**ユニバーサル
デザイン**

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況や年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての方が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく、という理念に基づいたデザインのこと。

2. 環境を重視したまちづくり

(環境にやさしいまちづくり、良好な自然環境を生かしたまちづくり)

- 新環境基本計画に基づき、市のすべての施策を環境の観点から捉え直し、総合的な施策を推進します。
- 地球温暖化防止や温室効果ガスの排出抑制に向けて、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入を図るとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及・啓発を図ります。
- 環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、3R (Reduce (リデュース：減量)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再資源化)) の推進やごみ収集・処理体制を充実します。
- 市民によるまちの美化活動を促進し、地域環境の向上を図ります。
- 本市の環境の実態を的確に把握するため、大気や水、野生生物等のモニタリングを継続・充実します。
- 市民の宝である五月山の緑や猪名川の清流をはじめとする豊かな自然環境を守り、より良くしていくため、引き続き生物の多様性などに配慮した里山保全などに努めます。
- 良好な環境を守りつつ、市民から親しまれる水辺空間やうるおいのある都市空間を整備するとともに、市民の憩いの場および避難場所としての公園・緑地の整備を図ります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

(上水道事業の充実、下水道事業の充実、消費生活の充実、安心して任せられる葬儀)

- 上水道については、災害に強い施設への更新やさらなる水質管理体制の整備、経営基盤の強化等により、安全な水の安定した供給を図ります。
- 下水道については、汚水と雨水の分流化を計画的に進めるとともに、防災面での機能強化を図ります。また、高度処理*施設の早期完成や下水汚泥の有効利用等により、総合的な環境負荷の低減を図ります。
- 消費生活センターの相談体制の充実や消費者への啓発、地域における消費者リーダーの育成等により、消費者トラブルの未然防止や拡大防止を図ります。
- 市営葬儀については、引き続き低廉かつ厳粛な葬儀を行っていくとともに、施設の老朽化に伴う改修や多様化する葬儀への対応を進めます。

※ 高度処理

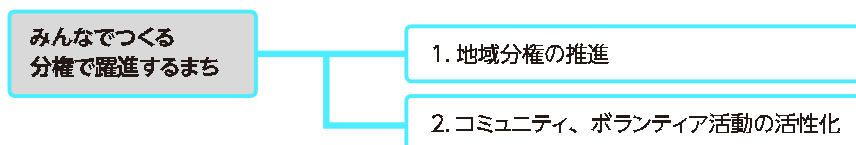
下水処理において、一般的な処理方法では除去しきれない有機物などの成分を除去する処理。

第4節 みんなでつくる分権で躍進するまち

■ まちづくりの課題

- 行政サービスに対する市民のニーズが多様化し、個性豊かな地域づくりのために地域のことは地域で決定し、責任を負うという地域分権の確立が求められています。
- 都市化や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、地域住民のつながりが希薄化する中、コミュニティの活性化が求められています。
- 公益活動団体やボランティア団体がさまざまな分野で活動していますが、自立化や団体間の連携、市民への活動の広がり等が課題となっています。

■ まちづくりの方向性



1. 地域分権の推進

（地域分権の推進）

- 本市では、市民がまちづくりの主体であり、市民と市議会、行政がまちづくりの考え方を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、「池田市みんなでつくるまちの基本条例※」を最高規範としたまちづくりが行われています。
- 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念の実現に向け、全国初・池田発の「地域分権」に取り組んでいます。この制度は、市民の身近な社会である地域のコミュニティにおいて、市民が主体的にまちづくりを行うことをめざすものであり、現在、各小学校区に設置された地域コミュニティ推進協議会を中心とした活動が行われています。
- 今後は、制度に対する認知度をより高め、市民の積極的な参加を促進するとともに、協議会が長期的な視野に立ち、多様な活動の実施主体となれるよう体制の充実を図っていきます。

※
**池田市みんなで
つくるまちの
基本条例**

池田市のまちづくりの最高規範となる条例と位置づけられ、平成18年（2006年）4月1日施行。この条例に基づき、市民、市議会そして行政がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、互いに協力してまちづくりを進めていくことが求められている。

2. コミュニティ、ボランティア活動の活性化

(コミュニティの活性化、公益活動の促進)

- 地域における活動の基盤として、地域住民のつながりを強化することが重要であることから、自治会や町内会、子ども会、婦人会、老人会、自主防災組織などのコミュニティへの市民の参加を促進します。
- 進展する少子高齢化や複雑化する災害への対応、多様化する市民ニーズ等に対応するため、公益活動団体やボランティア団体の育成・支援を図っており、今後も団体の自立を支援するとともに団体間のネットワーク化を進めます。

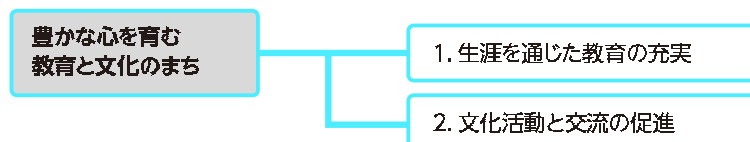


第5節 豊かな心を育む教育と文化のまち

■ まちづくりの課題

- 少子化が進展する中、学校教育、地域教育、社会教育をトータルに進めていくとともに、相互に連携することで教育効果を高める必要があります。
- 学校教育においては、全体として少子化が進む中、地域によってその影響が出ています。一方、歴史ある学校は、施設の耐震化や機能更新が必要となっています。また、子どもたちの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性やたくましさを育むきめこまかな環境整備が求められています。
- 市民一人ひとりが幸福で充実した生涯を過ごすために、スポーツ活動などに親しみ、生涯にわたりさまざまな学習機会に恵まれる生涯学習環境が求められています。
- 本市の持つ豊かな歴史と文化を継承し、新たな文化を創造していくとともに、国内外に幅広い視野を持った人材育成が求められています。
- 観光客などの短期の滞在者だけでなく、居住する外国人も増えていることから、必要な情報が届くよう環境整備を行うとともに、さらなる交流を進める必要があります。

■ まちづくりの方向性



1. 生涯を通じた教育の充実

（学校教育の充実、学校・家庭・地域をつなぐ地域教育の振興、社会教育の振興）

- これまで本市が大切にしてきた教育の理念を継承し、「教育のまち池田」の新たな展開をめざして策定した教育振興計画に基づき、教育を進めます。
- 学校教育においては、基礎的な知識・技能の習得を図り、人権教育や道德教育、キャリア教育等を推進するとともに、生徒指導の充実や健康づくりなどを進め「生きる力」の育成を図ります。また、児童・生徒個々の発達に応じた適切な対応を図ることができるなど、さまざまな効果が期待される小中一貫教育を推進します。
- 就学前教育については、小中一貫教育のはじまりとして、役割の明確化を図っていきます。

- 障がいのある児童・生徒に対する特別支援教育については、一人ひとりのニーズに応じた一貫した指導支援を行います。
- 安全で安心な教育環境づくりのために、学校建物の耐震改修を進めるとともに、学校安全対策の推進や学校給食の充実を図ります。
- 地域における教育活動を支援するとともに、家庭の教育力の向上や青少年団体の活性化等を図ります。
- 子どもだけでなく、本市に住むすべての人が、生涯を通じ自己を磨き高め、豊かな社会性や国際性を身につけ、思いやりに満ち、生きがいを感じられるよう、公民館や図書館をはじめとする社会教育施設の充実・高機能化を図り、さまざまな学習機会を提供・充実します。
- 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の機能の充実や環境整備を図り、生涯スポーツやコミュニティスポーツを推進します。

2. 文化活動と交流の促進

（市民文化の創造、国際交流と地域交流の推進）

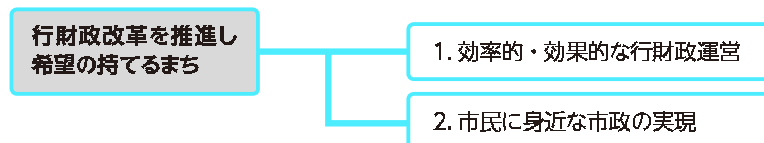
- 本市特有の文化を後世に継承するだけでなく、今後も文化資源の発掘・活用を行い、新しい市民文化の創造・発展につなげるよう、まちのミュージアム化や文化芸術活動の担い手の育成を行うとともに、市民のふるさと文化に対する愛着や誇りを深め、心の豊かさを醸成する取り組みを進めます。
- 市民相互のさまざまな活動を通じ、ふれあいと心の交流を培っていくため、地域交流を進めるとともに、姉妹都市や友好都市をはじめとする海外都市との国際交流等を通じて、国際感覚の育成に努めます。また、行政だけでなく、市民や企業が主体となった民間による交流の促進を図るとともに、外国人を含め、すべての市民にとって暮らしやすい多文化共生社会の実現をめざします。

第6節 行財政改革を推進し希望の持てるまち

■ まちづくりの課題

- 社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、市民ニーズを的確に捉え、本市の特性に応じた、より自律的な行政運営を行っていくことが強く求められています。
- 本市では、「池田市行財政みなおし推進計画（みなおし'97）」を策定し、平成9年度（1997年度）を見直し元年と位置付け、早くから行財政改革に取り組んできましたが、世界同時不況などの厳しい経済状況や、少子高齢社会の進展による医療費の増加などにより、依然として財政が硬直化しています。
- 主体的な市政運営のために、安定した財政基盤の確立が急務となっています。
- 市民の行政への参画を図るため、各種情報媒体を活用し、市政情報を分かりやすく提供するとともに、市民の意見を積極的に取り入れる仕組みが必要となっています。

■ まちづくりの方向性



1. 効率的・効果的な行財政運営

（健全な行財政運営の推進、広域行政の推進）

- 行財政改革は終わりのなき課題であることから、今後も財政の健全化に努めるとともに、効率的な組織づくり等により、スリムで効率的な市政の実現をめざします。
- 地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざします。
- スケールメリットによる行政の効率化を図るため、他自治体との共同処理など、広域連携を進めます。国や府との関係については、それぞれの役割分担を明確化したうえで、連携を図っていきます。

2. 市民に身近な市政の実現

（開かれた市政の推進、情報通信技術の活用）

- 多様化する市民ニーズを市政に反映させるためには、市民の市政への参画が不可欠であることから、広聴機能の充実など市民参画の機会を拡大するとともに、市政情報を分かりやすく提供していきます。
- 行政サービスの情報化については、携帯サイトを通じた情報発信や、電子申請、電子入札などのネットワークを介したサービス提供を充実するとともに、広聴機能への活用を図るなど、高度情報化社会に対応した取り組みを進めます。